

コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画

令和3年11月15日

統括管理責任者決定

学校法人芦屋学園 芦屋大学（以下、「本学」という。）は、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日制定）に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施します。また、不正を起こさせない組織風土を形成するため、本学全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的とし啓発活動を行います。

1. コンプライアンス教育及び研究倫理教育について

統括管理責任者と防止計画推進部署は、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の企画、改善等の審議を行い、実施計画を策定する。

コンプライアンス推進責任者（研究倫理教育責任者 兼務）は、各学部学科において、定期的にコンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施し、統括管理責任者へ報告する。

| | |
|------|---|
| 対象者 | 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員 |
| 受講内容 | ①日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコース 「eL CoRE」※1を受講する。 （但し、配分機関より受講コースの指定がある場合は、配分機関の案内に従う。） ②その他本学が実施する研修会 |
| 実施時期 | ①3年毎に1回、定期的実施する。次回受講：令和5年/2023年度 （但し、新規交付申請を行う場合は、応募締め切り前までに必須受講とする。 新規採用者は、入社時に必須受講とする。） ②随時、開催 |
| 受講後 | ①日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコース 「eL CoRE」より発行される「修了証」の提出を義務付ける。 ②アンケート等の提出 |
| 受講管理 | コンプライアンス推進責任者及び防止計画推進部署担当者は、受講状況を確認し、未受講者に対し指導を行う。 理解度を把握し、不正防止計画の取組みについて見直しを行う。 |
| 誓約書 | 科研費採択者には、公的研究費等を使用し研究活動を行う全ての者に対し、不正をしない旨の誓約書の提出を求める。原則として、本人の自署とする。 |

※1…日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコース 「eL CoRE」 <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

2. 啓発活動について

定期的に、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者、防止計画推進部署にて、不正防止の取組みについて情報共有を行う。

学内関連規程・科研費ガイドライン・研究倫理リーフレットを配布および学内への掲示と、あわせて学内ポータルサイトで情報共有を行う。